

2022年10月18日

各 位

株式会社AOKIホールディングス
代表取締役社長 東 英 和

当社元役員らの起訴を受けての当社対応について

既にご報告のとおり、本年8月17日付で、東京地方検察庁に当社元代表取締役会長青木弘憲（以下、「元会長」といいます。）、同元代表取締役副会長青木寶久及び同元専務執行役員上田雄久（以下、3名を総称して「当社元役員ら」といいます。）が贈賄の容疑で逮捕され、同年9月6日付で起訴されております（以下、起訴に至るまでの一連の事象を「本件」といいます。）。当社といたしましては、本件のような事態が生じ、当社グループのお客様及び関係するすべての皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

本件のような事態は決してあってはならないことであり、当社としては厳粛に受け止めており、引き続き当局に対して真摯に協力をしてまいる所存です。加えて、既に再発防止や信頼回復に向けた取り組みに着手しております。

当社は、本件を受けまして、本年9月6日付適時開示情報（「当社元役員及び執行役員の起訴について」）に記載のとおり、同年9月5日付で、原因究明並びに今後のコンプライアンス及びガバナンスに関する提言を含めた再発防止策の検討等を目的として、外部の専門家及び当社社外取締役から構成される「ガバナンス検証・改革委員会」（以下、「本委員会」といいます。）を設置し、本件に係るガバナンス上の問題を含む原因究明及び再発防止等について調査及び検証を進めております。

本委員会における調査及び検証は現在も継続中ですが、現時点における当社及び本委員会の取り組みについて、下記のとおりご報告いたします。

記

1. 本件の事実関係について

本件の前提となる事実関係の概要は、概ね以下のとおりと認識しております。

当社は、2013年頃よりオフィシャルパートナーとして「東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会」に協賛するなど、オリンピック・パラリンピックに関わる事業に携わってまいりました。

その過程で、2017年頃、元会長の資産管理会社と公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会の元理事が代表を務めるコンサルティング会社（以下、「本コンサルティング会社」といいます。）との間のコンサルタント契

約（以下、「本コンサルタント契約」といいます。）が締結されるに至っております。

その後、本年に入ってから、本コンサルタント契約について、東京地方検察庁による捜査を受けるに至り、当社として当該捜査に対して真摯に協力をしてまいりました。しかしながら、本年7月28日付で、当社本社をはじめとする関係先への家宅捜索を受けるに至り、その後、同年8月17日付で、当社元役員らが、本コンサルティング会社に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会スポンサーの選定及び公式ライセンス商品の製造・販売等に関して便宜を受ける目的で、金5100万円を供与したとして、そのうち金2800万円に関する贈賄の容疑で、東京地方検察庁に逮捕され、同年9月6日付で起訴されるに至っております。

2. 本件に係る当社の対応について

当社は、本件の重大性に鑑み、当社元役員らの逮捕を受けて、速やかに当社代表取締役社長の指示のもと、原因究明並びに今後のコンプライアンス及びガバナンスに関する提言を含めた再発防止策の検討等を目的とした本委員会の設置に向けた準備を開始いたしました。その結果、当社取締役会の決議を経て本年9月5日付で本委員会を設置するに至っております。なお、本委員会は、委員会活動の適正性及び独立性を担保するため、外部の専門家である弁護士及び公認会計士並びに当社社外取締役によって構成されております。

また、当社代表取締役社長自らの指揮のもと、速やかな本件の原因究明と企業としてあるべき適切な対応方針・施策を実施する目的で、当社取締役会の決議に基づいて、本年9月21日付で「ガバナンス対策本部」を設置しております。

以上のような取り組みを通じて、ステークホルダーの皆様への対応や本件に伴う経営課題の解決に向けて、当社グループ全社一丸となって、総力を挙げて取り組んでまいり所存です。

3. 本委員会の現時点までの取り組み及び当社の取り組みについて

本委員会は、本年9月5日の設置以降、既に5回の委員会を開催いただき、本件の事実確認及び検証並びに再発防止策の提言に向けて、様々な検討を行っていただいております。

現時点までの委員会の活動状況を踏まえ、当社といたしましては、本件について、本コンサルタント契約の締結及び契約更新の際に、本コンサルティング会社の代表者の地位がみなし公務員にあたるかといった確認が不十分であったこと、及び本コンサルティング会社が当社のために提供する役務がコンプライアンス上問題がないかについての確認が不十分であったことを認識しております。

そのため、上記の点に鑑みて、当社として、暫定的ではありますが、以下の取り組みを既に着手しております。

- ・ 当社における新規お取引先様との取引に係るコンプライアンス上のリスク評価を実施する仕組みの見直し及び継続お取引先様に対する定期的なリスク評

価値の強化と運用

- ・ 上記リスク評価が適切かつ継続的に実施されているかどうかについての内部監査の更なる強化
- ・ 当社グループ役員や従業員に対するコンプライアンス上の研修プログラムの再整備
- ・ 当社グループ役員や従業員に対する内部通報制度の再度の周知徹底と必要に応じた見直しの実施
- ・ 社外取締役や監査役に対するリスク情報の速やかな報告及び定期的な情報共有の徹底
- ・ ガバナンス強化に向けた組織体制の見直しと運用

なお、今後、本委員会から最終報告書を受領した際には、本委員会の提言に従い、上記取り組みを含め、改めて再発防止策等の全体像を検討し、必要に応じて追加の取り組みを実施してまいります。

4. 本件に係る経営責任について

当社は、今後の公判手続き及び本委員会等による活動の進捗も踏まえて、当社元役員らの経営責任を含め、役員責任追及の可否及び詳細についても、改めて検討してまいり所存です。

5. 本件による経営への影響について

重ねてになりますが、本件発生に伴い、お客様をはじめ、株主様、お取引先様等の関係するすべての皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

現時点では、本件発生に伴う業績への大きな影響までは認識しておりませんが、今後お伝えすべき内容が明らかになった際には、改めて速やかに開示をさせていただきます所存です。

当社といたしましては、今後も可能な限り早期に再発防止策を実行し、信頼の回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社AOKIホールディングス IR室

045-941-1388

受付時間 平日 9:30~18:30 (土曜日・日曜日・祝日は除く)

以上